

長期継続契約対象業務

令和6年度

委託 第 27 号

白鳥の家等浄化槽保守管理業務委託

特記仕様書

おいらせ町 中平下長根山 外 地内

おいらせ町

(適用範囲)

第1条 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(最新版)」、及び本仕様書に基づき実施するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、汚水を浄化し、放流先が汚染することの無いよう、浄化槽の機能を維持するものである。

(業務期間)

第3条 本業務の委託期間は、次のとおりとする。

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月 31日まで

(委託場所)

第4条 委託施設は、下記の施設に設置してある処理施設である。

- ①白鳥の家
- ②白鳥監視小屋
- ③縄文の森イベントホール

(業務概要)

第5条 本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(最新版)」に基づき適正に行うものとし、浄化槽の種類及び点検回数等については、次のとおりである。

なお、本業務には浄化槽法第11条に基づく検査費用も含めるものとする。

施設名	型式	人槽	保守回数	汚泥引抜清掃
①白鳥の家	合併分離接触曝気	35	6回 (4・6・8・10・12・2月)	1回 10月
②白鳥監視小屋	三次処理分離接触曝気	15	6回 (4・6・8・10・12・2月)	
③縄文の森 イベントホール	合併分離接触曝気	44	4回 (4・6・8・10月)	

(提出書類)

第6条 本業務の成果として、次の書類を提出すること。

- ①業務着手届け(業務着手後速やかに)
- ②現場担当者通知書(業務着手時)
- ③業務工程表(契約締結後14日以内)
- ④保守点検作業報告書(作業完了の都度、作業状況写真添付)
- ⑤汚泥引抜清掃作業報告書(作業完了の都度、作業状況写真添付)
- ⑥事故報告書(事故発生時)
- ⑦業務完了届け(業務完了の日から5日以内)
- ⑧その他、監督職員が必要と認める書類

(契約代金支払)

第7条 本業務の契約代金は、保守点検終了後の支払とする。

(長期継続契約)

第8条 ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

(その他)

第9条 本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うものとする。